

（準用）

第62条 第57条から第57条の3まで及び第58条の2から前条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場、ディスコ等又は個室型店舗の用途に供する場合について準用する。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕、一部改正〔平成4年条例第9号〕、一部改正〔平成7年条例第6号〕、一部改正〔平成22年条例第24号〕

【趣旨】

本条は、体育館、講堂その他本来は他の用途に使用される防火対象物について、一時的に劇場等、展示場、ディスコ等の用途に使用する場合においても、劇場等、展示場、個室型店舗等の避難管理に関する規定が準用されることを定めたものである。

【解説】

- 1 「一時的に」とは、本来の用途に使用することを一旦停止して、限られた期間だけ他の用途に使用し、その後は再び本来の用途に使用することが明らかな場合をいう。
- 2 本条は、いわゆる仮設建築物たる劇場等、展示場等について規定したものではない。本条の防火対象物は、ほかに本来の用途を有しているものであるのに対し、仮設建築物たる劇場等、展示場等は、ほかに用途を有しないから、劇場等、展示場等自体にほかならず、第57条、第57条の2等においてすでに措置済みとなっているからである。
- 3 本条による第57条第1号、第57条の2第1号の規定の準用の結果、一時的に劇場等、展示場等の用途に供される防火対象物についても、いす席の場合は、原則として床に固定しなければならないことになる。しかし、この種の防火対象物は、使用形態が多様なものであるから、第57条の3に規定する基準の特例を適用する余地が大きいものとなる。